SAMPLE

	職業安定法			労働者派遣法	
種類	有料職業紹介事業	無料職業紹介事業	学校等無料職業紹介事業	労働者派遣事業	
要件	大臣の許可		大臣への届出	大臣の許可	
有効期間	3年	5年	－	3年	
更新期間	5年		－	5年	
禁止業務	①港湾運送業務 ②建設業務 ③省令で定める業務	制限なし	制限なし	①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④医療関係業務（紹介予定派遣をする場合、産前産後休業・育児・介護休業をする場合、就業の場所がへき地にある医業先へ派遣する場合を除く）	
定義	・「職業紹介」 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。 ・「労働者供給」 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。 ・「職業紹介事業者」 厚生労働大臣の許可を受けて、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいう。 ・「労働者供給事業者」 労働者供給事業を行う労働組合等をいう。			・「労働者派遣」 自己の雇用する労働者を、雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。 ・「紹介予定派遣」 労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、派遣労働者が派遣先に雇用される旨が、労働者派遣の役務の提供の終了前に派遣労働者と派遣先との間で約されるものを含むものとする。	
責任者	必要（職業紹介責任者）		不要	派遣元 必要（派遣元責任者） 派遣元管理台帳を作成し3年間保存	派遣先 必要（派遣先責任者） 派遣先管理台帳を作成し3年間保存 労働者数（派遣労働者を含む）が5人を超えないときは、派遣先責任者の選任及び派遣先管理台帳の作成は不要
その他	求人の申込み 原則：公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。 例外：次のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。 ①その内容が法令に違反する求人の申込み ②その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み ③労働条件の明示が行われない求人の申込み ④暴力団員からの求人の申込み　等 求職の申込み 原則：公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。 例外：次に該当する求職の申込みは受理しないことができる。 ①申込みの内容が法令に違反するとき ・何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。 ・何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によって、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。 ・委託募集（無料）の際は、大臣に届け出なければならない。 ・委託募集（有料）の際は、大臣の許可を受けなければならない。 ・委託先への報酬額については、あらかじめ、大臣の認可を受けなければならない。 ・募集受託者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けてはならない。 ・公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。 ・公共職業安定所は、学生生徒等の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められるできる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあっせんするよう努めなければならない。 ・地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。（大臣に通知が必要） ・特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、氏名又は名称及び住所その他の省令で定める事項を大臣に届け出なければならない。 ・何人も、下記（労働者供給事業の許可）に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。 ・労働組合等が大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。 （許可の有効期間は3年。有効期間の更新は5年。）			派遣元事業主の講ずべき措置 ①特定有期雇用派遣労働者等の雇用安定等の措置（努力義務） ※同一組織単位の業務に継続して3年間労働見込みがある特定有期雇用派遣労働者については義務。 ②段階的かつ体系的な教育訓練等（義務） ※無期雇用派遣労働者は、職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮（配慮義務） ③不合理な待遇の禁止等（義務） ④職務の内容等を勘案した賃金の決定（努力義務） ⑤就業規則の作成の手続（努力義務） ⑥派遣労働者等の福祉の増進（努力義務） ⑦適正な派遣就業の確保（配慮義務） ⑧待遇に関する事項等の説明（義務） ⑨派遣労働者であることの明示等（義務） ⑩派遣労働者に係る雇用制限の禁止（義務） ⑪就業条件等の明示（義務） ⑫労働者派遣に関する料金の額の明示（義務） ⑬派遣先への通知（義務） ⑭労働者派遣の期間（義務） ⑮日雇労働者についての労働者派遣の禁止（義務） ⑯離職した労働者についての労働者派遣の禁止（義務） ※派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 ※派遣元事業主は、関係派遣先に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならない。 ※派遣元事業主は、労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。	派遣先事業主の講ずべき措置 ①労働者派遣契約に関する措置（義務） ②適切かつ迅速な苦情処理（義務） ③業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練（義務） ④福利厚生施設の利用の機会（義務） ⑤適切な就業環境の維持、診療所等の施設の利用に関する便宜の供与等の必要な措置（配慮義務） ⑥派遣元事業主の求めに応じ、派遣先労働者に関する情報提供等の協力（配慮義務） ⑦労働者派遣の役務の提供を受ける期間（義務） ⑧特定有期雇用派遣労働者の雇用（努力義務） ⑨派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知（義務） ⑩離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止（義務） 派遣可能期間 ＜原則＞ 派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務につき3年 ＜例外＞ ①無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣 ②雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者（省令で定める者）に係る労働者派遣 ③事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの ④1ヶ月間に行われる日数が、派遣先に雇用される通常の労働者の1ヶ月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、大臣の定める日数（10日）以下である業務 ⑤産前産後休業、育児休業、介護休業等をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣	